

船舶事故等調査報告書

平成27年2月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故等番号 | 2014広第158号 |
| 事故等種類 | 衝突（波除堤） |
| 発生日時 | 平成26年8月3日（日） 00時00分ごろ |
| 発生場所 | 鳥取県鳥取市鳥取港 鳥取港灯台から真方位138° 450m付近 （概位 北緯35° 32.4′ 東経134° 11.2′） |
| 事故等調査の経過 | 平成26年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 遊漁船 清徳丸、7.66トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 272-17258鳥取、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 本船 左舷船首部に擦過傷 波除堤 なし |
| 事故等の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁を終えて鳥取港に向けて帰途につき、手動操舵により約5～6km/hの対地速力で鳥取港の3号岸壁に沿って南進した。 船長は、3号岸壁南端に波除堤（以下「本件波除堤」という。）があり、その西端に黄色の標識灯（以下「本件標識灯」という。）が設置されていることを知っていたが、本件波除堤周辺に停泊していた3隻の作業船の灯火に紛れて本件標識灯を確認できずに航行していたところ、平成26年8月3日00時00分ごろ左舷船首部が本件波除堤西端に衝突した。 釣り客1人は、衝突の衝撃で落水したものの、本船の後方を航行中の船舶に救助され、怪我はなかった。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時 |
| その他の事項 | 本件波除堤は、3号岸壁南端から西方に延びており、長さが約13.5m、幅が約8.0mであった。 本件標識灯は、灯質が毎4秒に1閃光、光達距離が約4.5kmであった。 船長は、遊漁船の船長として、約25年以上の経験があった。 船長は、ふだん、本件標識灯を左舷方に見て通過した後、右転して賀露岸壁の係留場所に向かっていった。 作業船は、本件波除堤の北側の岸壁に1隻、南側の岸壁に2隻係留 |

| | |
|--|--|
| | <p>していた。</p> <p>船長及び釣り客は、救命胴衣を着用していた。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、鳥取港を南進中、船長が停泊船の灯火に紛れて本件標識灯を確認できなかったことから、本件波除堤に接近していることに気付かず、本件波除堤に衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、夜間、本船が、鳥取港を南進中、船長が停泊船の灯火に紛れて本件標識灯を確認できなかったため、本件波除堤に接近していることに気付かず、本件波除堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波除堤等に設置された標識灯を船首目標又は変針目標として航行中、周囲の明かりで確認できない場合は、十分に減速するか、一旦行きあしを止めて確認すること。 |